

# 業務仕様書【案】

## 1 委託業務の番号・名称

R元交流－3号 農山漁村交流拡大プラットフォーム設立業務

## 2 業務目的

県内の農泊や体験プログラムなどによるグリーン・ツーリズムを提供する事業者・団体は、地域の人口減少や高齢化により、担い手不足や組織の脆弱化等が危ぶまれている。今後、受入体制作りの課題解決を図るためには、参画団体同士の連携による新しいビジネスモデルの創出や、各種タイアップによるPR、体験商品開発、人材交流を実現できる仕組みや体制が必要である。

「農山漁村交流拡大プラットフォーム（仮称）」（以下、「プラットフォーム」）は、グリーン・ツーリズム関連団体と、県内外の他業種による企業等（以下、「県内外の事業者」）とのネットワークを構築するものであり、本業務では設立へ向けた準備段階から設立までの一連の業務を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和2年3月13日まで

## 4 業務内容

### (1) コアメンバー会議の開催

- ・プラットフォームに関心の高い県内外の事業者及び行政関係者等によるコアメンバー（中核を担うメンバー）を招集し、設立に向けたワークショップを行いながら、プラットフォームのフレームや設立プロセス等を取りまとめ、実践する。
- ・コアメンバーの中から、プラットフォーム設立後の事務局を担える人材の育成確保を図る。
- ・コアメンバーの人は受注者の提案により、発注者と協議の上決定する。

### (2) 参画メンバー勉強会、セミナーの開催

- ・上記（1）のメンバーを中心として、プラットフォームへの参画に興味のある県内外の事業者及び行政関係者等に呼びかけ、勉強会やセミナー等を開催し、参加者間の交流を図りながら事業の必要性の理解や新たなビジネスモデル等の検討を行える場を4回以上提供する。

### (3) モデル地区でのワークショップ実施

- ・プラットフォームの役割や機能を広く参画を希望する者に周知するため、県内3地域でプラットフォーム内での取り組みを想定したモデル地区でワークショップ等を主体とした事業を実施する。ワークショップの開催回数、運営方法は受注者の提案による。
- ・モデル地区は、発注者が指定する県内3地域において、地域事情や課題に応じたプラットフォームによる連携支援を想定し実施すること。

(4) 参画メンバーによるキックオフミーティング（設立イベント）

- ・上記（1）及び（2），（3）等の関係者が参加する「農山漁村交流拡大プラットフォーム（仮称）」設立イベントを行い，取り組み機運の醸成と参画促進を図るため県内外へ情報発信を行う。
- ・開催規模は，参加者50名程度を想定している。

(5) イベントツアーの開催

- ・上記（3）のモデル地区において，県内外の事業者に参加募集を行い，プラットフォームの概要や参画者間での連携等の説明や体験ができるイベントツアーを開催し，プラットフォームの理解促進を図る。
- ・1回以上開催すること。宿泊の有無，バスツアーによるものかどうかは問わない。

(6) 農山漁村交流拡大シンポジウムの開催

- ・農山漁村地域との交流拡大を図るため，県内の交流機運の醸成やプラットフォームの存在を周知するシンポジウムを開催する。
- ・開催規模は，参加者200名以上を想定している。

(7) 参画者拡大セールス及び情報発信

- ・上記（2）及び（4），（5），（6）の開催にあわせて，県内外の事業者へプラットフォームの役割や機能等について周知し，参画の呼びかけを行う。
- ・上記（1）から（6）までの取組状況やプラットフォームの役割や機能等について，パンフレット等を作成し，県内外の事業者へ情報発信を行い，プラットフォームへの参画を促進する。

(8) 次年度以降のプラットフォーム運営計画

- ・上記（1）から（3）までの検討等を踏まえて，効果的で効率的な，次年度以降の運営方法を提案する。その際，プラットフォームの自立した運営手法についても提案する。

現在想定するプラットフォームの事業内容

- ①地域ネットワーキング
- ②組織整備・人財育成
- ③農泊・体験の造成・販売支援
- ④企業，個人との交流支援

## 5 業務内容に関する留意事項

- ・各業務の関連性，プラットフォームの考え方については別紙1～3を参照のこと。
- ・連携する企業は受注者が選択，交渉することとし，直接調整を行うこと。
- ・4（4）～（6）の業務は下記の順番で行うこと。  
（4）キックオフミーティング →（5）イベントツアー →（6）シンポジウム
- ・4（6）の農山漁村交流拡大シンポジウムは，県庁講堂による開催を想定している。

・イベントツアーの企画について、内容によっては旅行業法の資格が必要な場合があるため注意すること。

## 6 成果品

報告書 A4 縦 1冊 電子データ DVD 1枚

・業務内容を取りまとめたもの

## 7 その他

- (1) 本業務の遂行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に定めなき事項又は業務の実施中に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けるものとする。
- (3) 自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。また、駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。
- (4) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (5) 個人情報保護条例（平成8年度宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。
- (6) 暴力団等の排除について
  - ア この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行（以下「排除要綱」という）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
  - イ 排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
  - ウ この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

# 農山漁村交流拡大プラットフォーム【仮称】 事業の概要

## 別紙 1

### 〈事業目的〉

- 農林漁業等の一次産業従事者、農泊や体験プログラムなどによるグリーンツーリズムを提供する事業者・団体、さらに県内外の旅行业者や旅行媒体、IT企業等を結ぶネットワークを構築するプラットフォームを整備。
- それにより、県内外の情報収集と共有、各団体の活動の品質向上、各地域が抱える課題解決などが可能になるとともに、参画団体同士の連携による新しいビジネスモデルの創出や、各種タイアップによるPR、体験商品開発、人材交流を実現。
- 県内の農林漁業と県内外企業や個人との交流が盛んな状態を創り出す。

### 〈プラットフォームとしての事業領域〉

- ① **地域ネットワーク**
  - 地域事業者の発掘とプラットフォーム参画の機運醸成
  - 参画事業者同士の情報共有
  - 各種相談窓口の整備等

農山漁村同士の  
協働基盤の確立

- ▶ **施策内容**
  - 事業者・有識者の意見収集
  - 現地視察・取材
  - 意見交換会実施
  - 参画者の情報交換基盤の整備

- ② **組織整備・人材育成**
  - 自走する組織づくりに向けた学習機会の提供
  - 担い手の育成支援
  - メンターによる育成支援等

自走に向けた指導者  
担い手の獲得

- ▶ **施策内容**
  - メンターとなるリーダーの育成
  - 担い手の発掘と育成
  - 協力先連絡先リストの作成と共有
  - 組織、会議、会談、造成運営のノウハウ共有

- ③ **農泊、体験の造成・販売支援**
  - 市場で通用する強い商品への磨き上げの支援
  - 広域連携商品造成支援
  - 旅行会社、OTAでの販売支援

ビジネスの創出と利益拡大  
に向けた支援

- ▶ **施策内容**
  - 成功事例の収集・分析（視察、インタビュー）
  - 内部での磨き上げ議論
  - 外部講師による磨き上げ

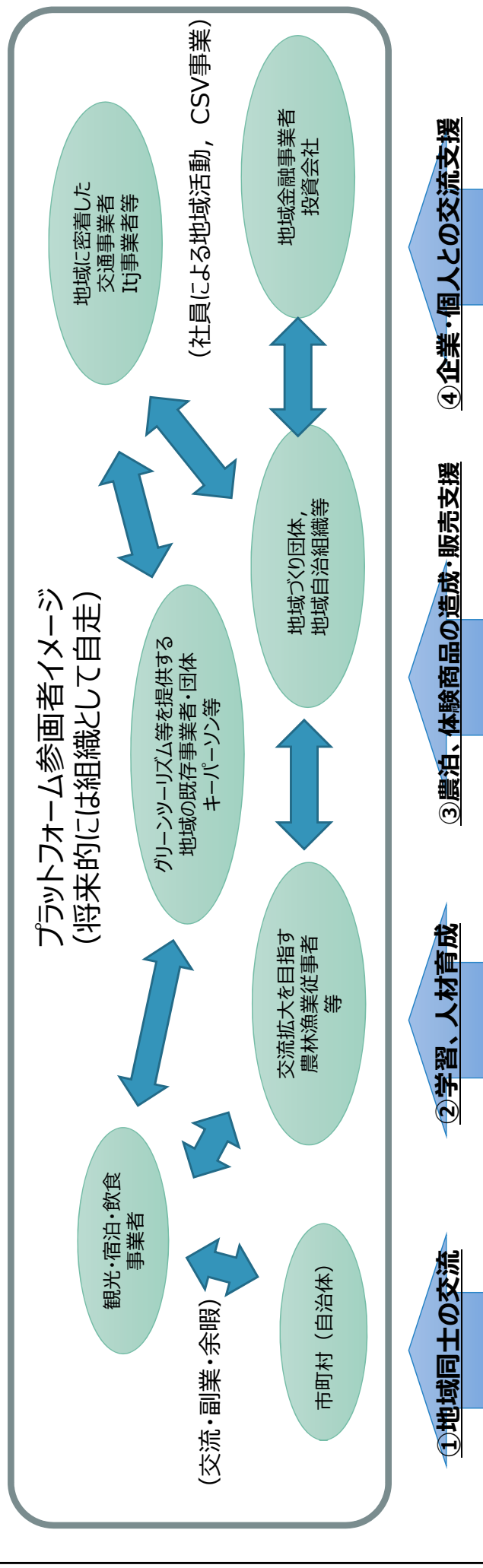
- ④ **企業・個人との交流支援**
  - 企業人材との交流支援
  - 交流人口獲得に向けたPR等

ヒト・モノ・カネの交流による  
開かれた農山漁村の整備

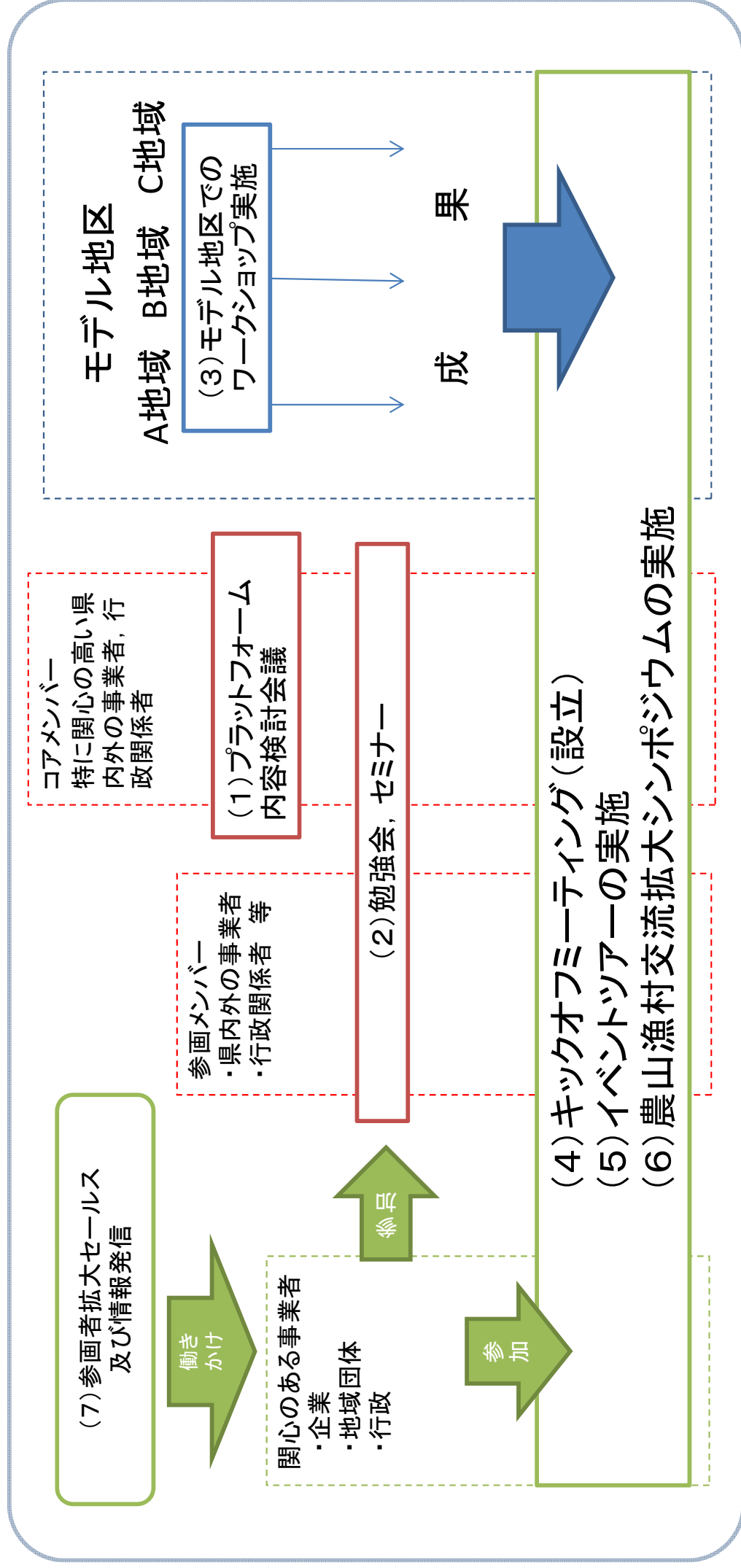
- ▶ **施策内容**
  - 企業のニーズ把握
  - 連携計画の策定
  - 個人向け情報発信・交流
  - プロモーション

- 県内の各地域で活躍する事業者の取り組みを促進する支援基盤であるプラットフォームを設立。
- 参画者間での連携やネットワーク等の取り組みを促進する仕組みの整備。
- 参画者間でのマッチングを支援する人材の確保及び自走支援。

### 農山漁村交流拡大プラットフォームの位置づけ



- (R元) 農山漁村交流拡大プラットフォーム (仮称) 設立
- (R2~4) 農山漁村交流拡大プラットフォーム (仮称) 活用促進



(8) 次年度以降のプラットフォーム運営計画